

西宮市営住宅等募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44条。以下「条例」という。）に基づき公正な方法で入居者の決定を行うために必要な事項を定める。

(募集計画の作成)

第2条 募集計画は、次の各号により年度当初に募集計画を作成する。

- (1) 募集回数は、原則として年3回とする。
- (2) 募集期間は、原則として2週間前後とする。
- (3) 募集住宅は、原則として近接の同タイプ数戸を1グループとして計画的に選定する。
- (4) 募集戸数は、計画時の空家戸数の範囲内とする。

(入居者資格)

第3条 条例第7条に規定する被災者等とは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 西宮市長が認定する半壊（焼）又は全壊（焼）の被災者証明書を有すること。
- (2) 西宮市長が認定する被災者証明の世帯主であること。
- (3) 西宮市長が認定する被災者証明書に記載された居住地上の建物が解体済であること。

2 条例第7条第1号に規定する者は、住民票又は在勤証明書等により公募の開始日に市内に住所又は勤務場所を有することが確認できる者（西宮市営店舗を住所としている者を除く。）とする。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者においては、この限りでない。

- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護、同法第5条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設の保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。
- (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。
- (3) 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターから配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者で当該証明から5年を経過していないもの。
- (4) 配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間

支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を、国土交通省住宅局通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日 国住総第 191 号）に定める別記様式 1「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」により受けている者で、当該確認書による相談の受付から 5 年を経過していないもの。

- 3 条例第 7 条第 2 号に規定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 夫婦世帯(住民票上の内縁関係並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナー関係を含む。)
 - (2) 親子を主とした世帯。ただし、婚姻関係の未解消の母子又は父子は除く。
 - (3) 婚姻を前提とした男女の世帯。ただし、市長が定める日までに婚姻を証する書類を提出することが可能な世帯に限る。
 - (4) 住民基本台帳に登録された住所（以下「住民登録地」という。）を同一にしている兄弟姉妹の世帯。
 - (5) 住民登録地を同一にしている祖父母と孫の世帯。ただし、孫が親に所得税法上扶養されている場合は、申込みすることができないものとする。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民登録地を同一にしている 3 親等内の親族の世帯。
- 4 条例第 7 条第 3 号に規定する住宅困窮している者は、現在、西宮市営住宅の名義人及び配偶者（住民票上の内縁関係並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナーを含む。以下、同項において同じ。）を除くものとする。ただし、特定公共賃貸住宅及び受託管理している県公社住宅の名義人及び配偶者はこの限りではない。
- 5 西宮市営住宅条例施行規則第 3 条の 2 第 1 項第 8 号ウに規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する者は、本要綱第 3 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当する者とする。

(入居者の選考)

- 第 4 条 条例第 14 条第 1 項第 3 号に規定する衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者とは、居住面積を世帯の構成員で除して得た面積（一人当たりの居住面積）が 4.5 帖以下の者をいう。
- 2 条例第 14 条第 1 項第 5 号に規定する勤務場所から著しく遠隔の地とは、通勤に片道 1 時間半以上かかること。
- 3 条例第 14 条第 1 項第 6 号に規定する現に住宅に困窮していることが明らかな者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 婚約をしているが住宅がないために結婚がのびている。
 - (2) 条例第 14 条第 1 項及び上記のいずれかと同じような理由により客観的に住宅に困っていること。

(申し込み手続き)

- 第5条 条例第7条及び本要綱第3条に規定する入居者資格に合致しない者は、申し込み不適合者とする。抽選後に判明した場合も同様とする。
- 2 条例第14条及び本要綱第4条に規定する入居者の選考基準に合致しない者は、申し込み不適合者とする。抽選後に判明した場合も同様とする。
 - 3 申し込みは、1世帯につき1戸とする。1世帯で複数戸応募したことが判明した場合は、当該申し込みは不適合とする。抽選後に判明した場合も同様とする。

(入居補欠者の決定方法及び取扱)

- 第6条 条例第15条に規定する入居補欠者(以下、「補欠者」という。)は、仮当選を決定した後、該当申込住宅の区分が1戸の場合にあつては1名、2戸から5戸の場合にあつては2名、6戸以上の場合にあつては3名の補欠者を公開抽選にて決定する。
- 2 補欠者が複数の場合、順位を設定する。仮当選者の中から失格・辞退が生じた場合は、その順位に従い繰り上げる。
 - 3 補欠者の権利は、当選者に対する入居許可と同時に消滅する。この場合においては、補欠者に通知するものとする。

(資格審査)

- 第7条 仮当選となった者に対し、必要書類の提出を求め資格審査を行う。
- 2 書類の不備又は虚偽の申請の場合は、仮当選の権利失格を通知する。
 - 3 資格審査を受けなかった場合も、仮当選の権利失格を通知する。

(入居者の決定)

- 第8条 資格審査を行った結果、書類に不備がない世帯に対し、入居者資格・基準を満たした者(以下、「入居決定者」とする。)とし、通知する。

(入居許可の条件)

- 第9条 入居決定者に対し条例第17条に基づき、入居に必要な書類の提出を求めることとする。
- 2 同条第2項に指示するところの期間は、決定のあった日から3ヶ月以内とする。

(鍵渡)

- 第10条 入居許可に必要な書類の受け取り完了後、該当部屋の鍵を渡すこととする。

(入居可能日)

- 第11条 該当部屋鍵を渡した日をもって、入居可能日とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めることのほか、公募に必要な事項は、住宅部長が定める。

付 則

「第3種市営住宅入居に関する要綱」は、廃止する。

「JR西宮駅北地区住環境整備事業で建設する住宅への入居基準」は、廃止する。

「JR西宮駅北地区住環境整備事業入居資格確定委員会運営基準」は、廃止する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成16年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成19年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成19年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成24年7月9日から適用する。

付 則

この要綱は平成26年1月3日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和5年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。

別記様式1（表 面）

公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
連絡先等 (※3)		
配偶者暴力対応機関 機関名及び代表者氏名 (※4) 所在地、電話番号 受付日 年 月 日		
【配偶者暴力対応機関記載欄】 (※5)		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。なお、本確認書の用途は、公営住宅への入居等に関し、配偶者からの暴力を理由に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 配偶者からの暴力被害を申し出た者に公営住宅への入居等の対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先（本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の名称及び電話番号も可）を記入すること。
- ※4 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。
- ※5 対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載すること。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 2 各都道府県・市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている相談機関等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 3 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印（個人印しかない場合は個人印でも差し支えない。）を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。また、「対応機関記載欄」には、以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名（本件配偶者からの暴力と関係が深いところ）と連携の態様（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体）
 - ② 本確認書記載者に対する支援の概要